

# 空港別収支の試算について

---

# 1. 空港別収支の公表の意義・効果等について

## 空港別収支の公表について

### (1) 収支を作成する対象の空港について

今回空港別収支を作成する対象の空港は、現在供用している国管理空港及び共用空港の26空港とする。

※26空港・・・東京国際、大阪国際、新千歳、福岡、那覇、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、八尾、丘珠、小松、美保、徳島、三沢

### ○地方管理空港の収支について

地方管理空港の収支の公表については、空港を管理している各地方自治体の判断に基づいて行われるものであるが、国土交通省としては、空港の設置及び管理に関する基本方針にも記載されている通り、空港管理者が空港の収支等を開示し、空港運営の透明性を確保することが重要と考えている。

このため、国土交通省としては、骨太の方針2008にも記載されている通り、今後、空港を管理している各地方自治体に、今回の国における公表も参考にしながら空港別の収支の公表を行っていくよう、要請する予定である。

## 空港別収支の公表について

### (2) 空港別収支公表の意義

○我が国においては、配置的側面からの空港整備は概成し、空港政策の重要課題が「整備」から「運営」にシフトする中、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港運営に関する情報の開示・提供等透明性の確保が重要になっている。その中でも空港別の収支の明確化は重要であり、このことは、昨年定められた、空港法に基づく空港の設置及び管理に関する基本方針にも記載されている。

○なお、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(空港法案)に対する附帯決議や骨太の方針2008においても、空港ごとの収支について明確にすることを求められている。

# 空港別収支の公表について

## ○空港の設置及び管理に関する基本方針（国土交通省告示第1504号 平成20年12月24日）（関係部分抜粋）

### 第三 空港の運営に関する基本的な事項

多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、今後は、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持増強につながるような運営に努めることとする。（以下、略）

#### 1 効果的かつ効率的な空港の運営

①コスト意識の維持向上を図り、空港の運営に要する諸費用の削減等運営の効率化を進めるとともに、各空港別の収支の明確化等透明性の確保のための措置を通じた支出抑制への努力を含め空港の有効活用や需要拡大等に向けた空港・地域の取組を活性化させることとし、これらによって効率的な空港運営を推進することとする。

#### 9 地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、（略）国管理空港における効果的・効率的な運営に向けた取組に準じ、収支状況等の空港運営情報の明確化・透明性等を通じた運営効率化を図ることが望まれる。

#### 11 情報開示・透明化

利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港内サービス内容や災害時における対策内容の開示、空港別収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めることとする。（以下、略）

## ○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成20年6月）（関係部分抜粋）

衆議院 一 我が国の空港政策において、整備から運営へと方針を転換すべく空港整備法から空港法へと名称が改称されたことにかんがみ、今後は空港の設置、整備及び管理が効果的かつ効率的に、透明性を確保して行われるよう所要の措置を講じること。また、その際空港ごとの収支について明確にすること。

参議院 一、空港の運営、管理については、効果的かつ効率的に、透明性を持って行われるよう所要の措置を講じること。その際、空港ごとの収支について明確にすること。  
（以下、略）

## ○経済財政改革の基本方針2008（骨太の方針2008）（平成20年6月27日閣議決定）（関係部分抜粋）

### （2）開かれた経済のインフラ強化

#### A「空」の自由化

国土交通省は、「空」の自由化を推進するため、平成20年中に航空自由化工程表を改定する。具体的には、以下の施策に取り組む。

#### （ウ）地方の「空」の改革

国が管理する空港については、平成20年度内を目途に共通的な経費の取扱い等技術的な課題を整理し、早期に空港別の収支の開示を検討する。

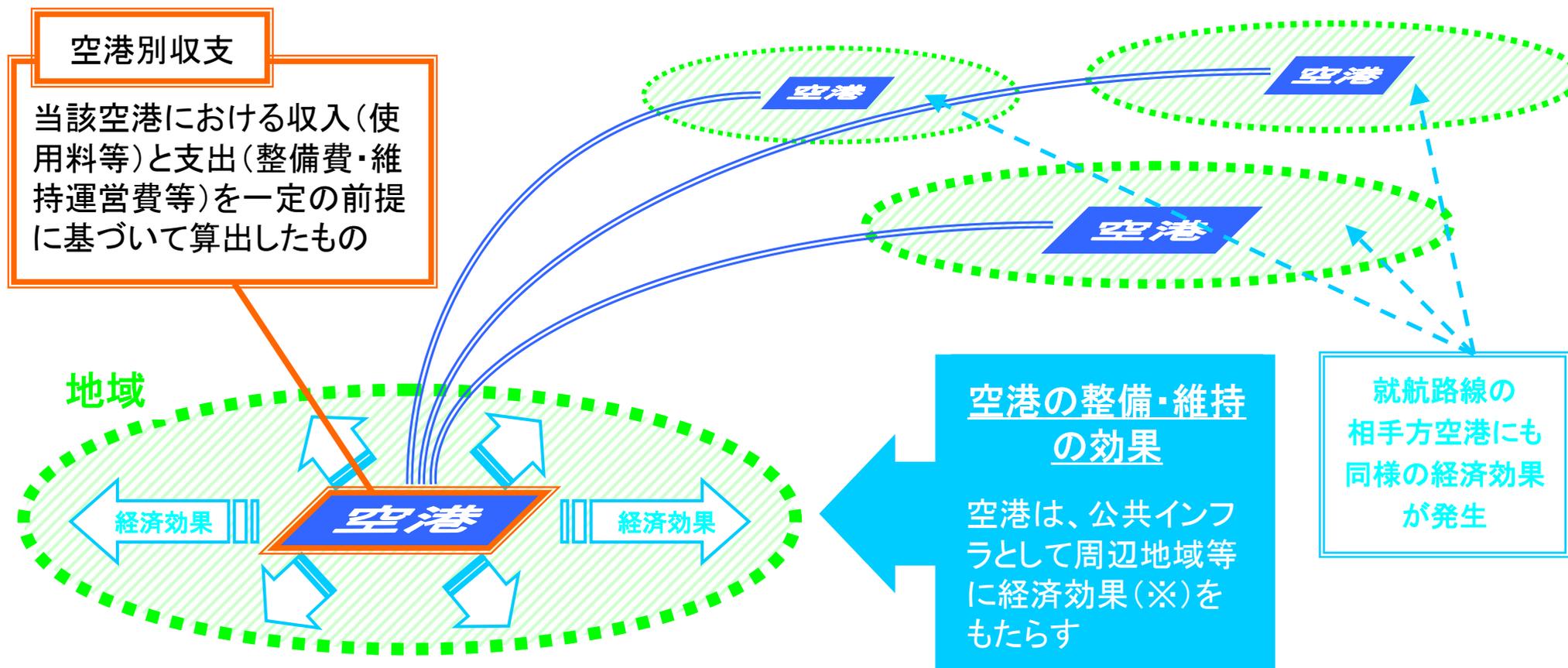
地方公共団体が管理する空港についても、国における検討を踏まえ、空港別の収支の開示を検討するよう要請する。

## 空港別収支の公表について

### (3) 空港別収支公表の効果等

- 空港別収支を明らかにすることにより、どの空港でどの程度の着陸料等の収入があるのか、どの空港にどういった支出がどの程度行われているのか等が明らかとなる。
- 空港別収支の公表の継続等透明性の確保のための措置が講じられることにより運営コスト削減、利用促進等、空港の効率的な運営や有効活用の推進につながる。
- なお、各空港の意義・必要性は、収支だけをもって論じられるべきものではない。空港は、旅客に大きな利便をもたらし、物流で国民生活・産業の発展に資するとともに、地域等に大きな経済効果をもたらす公共インフラであり、その意義・必要性を考える上では、そうした空港のもたらす便益を考慮に入れる必要がある。

# 空港別収支と空港の整備・維持の効果(参考)



<※空港別収支には含まれない空港の整備・維持による経済効果の例>

効果	例
利用者利便の向上	旅客の移動時間短縮、貨物輸送時間の短縮 等
空港関連事業の拡大	空港内の商業施設、空港アクセス事業等に係る消費・雇用増大 等
観光関連事業の拡大	旅行・宿泊等に係る消費・雇用増大 等
地域産業の拡大	企業誘致等による地域・関連産業の生産増加、税収増加、雇用増加 等

## 2. 空港別収支の作成方法(案)

## 空港別収支の作成方法(案)

○空港別収支としては、キャッシュフローベースの収支に加え、企業会計の考え方を取り入れた収支を作成。(いずれも、一定の前提に基づいて費用を按分する等の方法により算出していることから試算という位置づけ。)

平成18年度決算(歳出歳入決定計算書※)に基づき、現金の出納で空港別に収支を把握。



キャッシュフロー  
ベース(CFベース)の  
空港別収支

平成18年度決算(歳出歳入決定計算書)、  
国有財産等のリスト(国有財産台帳、物品台帳)をもとに、企業会計の考え方を取り入れた収支計算を行い、空港別に収支を把握。



企業会計の  
考え方を取り入れた  
空港別収支

※ 特別会計に関する法律 第9～10条において、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定の歳出歳入決算を作成し、財務省への送付及び国会への提出が義務付けられているもの。

### 3. キャッシュフローベースの空港別収支の 算出方法(案)

# キャッシュフローベースの空港別収支の算出方法

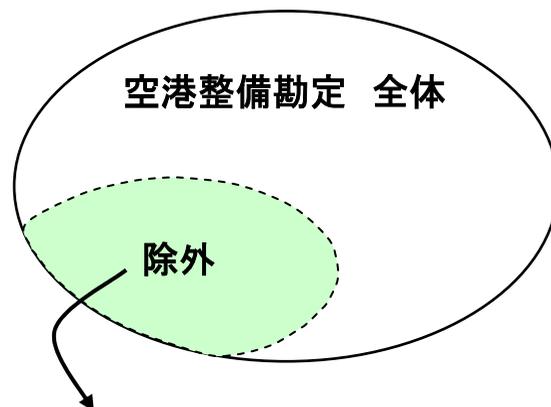
・空港整備特別会計(現 社会資本整備事業特別会計 空港整備勘定)の平成18年度決算から、まず空港毎に区分することが適切でないものを除く。それを空港毎に区分した後、さらに各空港の歳出に含まれる管制・気象分を一定の考え方により除き、各空港の収支を算出。

## 空整特会H18年度決算

【歳入】 5,782		【歳出】 4,638	
着陸料等収入	892	空港整備事業費	1,506
航行援助施設		（羽田再拡張 滑走路整備 管制塔整備 等）	
利用料収入	1,320	航空路整備	272
土地・建物等		事業費	
貸付料	207	受託工事費	8
借入金	690	維持運営費等	1,508
一般会計より受入	1,485	（人件費 庁費 等）	
その他収入	1,188	債務償還金	1,050
		その他支出	294

平成18年度空港整備特別会計  
歳入歳出決定計算書ベース

① 空港毎に区分することが適切ではないもの(空港に係るものではないもの、空港整備勘定全体にかかるもの)をまず除外。

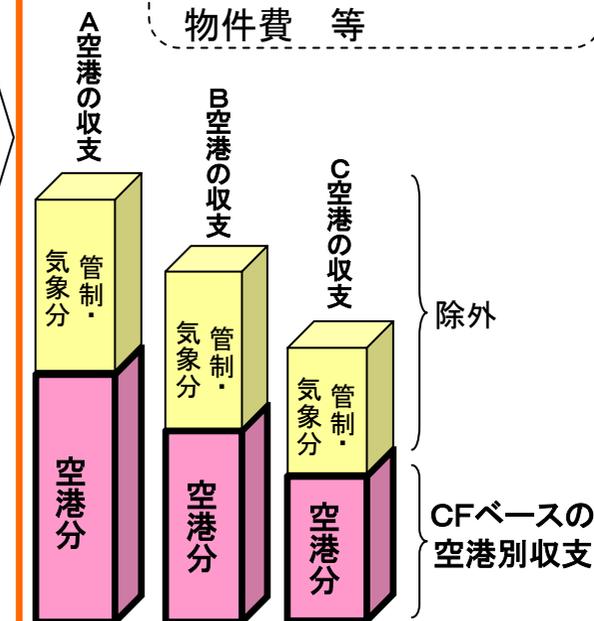


空港毎に区分することが適切ではないもの

(例)  
歳入：一般会計受入、航行援助施設利用料収入、配当金収入等  
歳出：航空路整備事業費、本省・航空交通管制部等にかかる人件費・物件費等

② ①による除外後、空港毎に区分。  
③ ②による区分後、各空港の歳出に含まれる管制・気象分を一定の考え方により除外。

(例)  
管制、気象にかかる  
空港整備事業費・人件費・物件費 等



## 空港整備勘定全体から除外するもの(歳入項目) (案)

項目名	除外理由
一般会計より受入	空港整備勘定全体に係るものであるため
空港使用料収入 航行援助施設利用料収入	管制施設の使用に対する対価であり、国管理空港に関係のある歳入ではないため
空港等財産処分収入	空港整備勘定全体に係る歳入と捉えることが適当と考えられるため
償還金収入 航空機騒音対策事業資金貸付金償還金 成田国際空港株式会社貸付金償還金 関西国際空港整備事業資金貸付金償還金	} 国管理空港に関係のある歳入ではないため
独立行政法人納付金収入 独立行政法人電子航法研究所納付金収入 独立行政法人航空大学校納付金収入	} 国管理空港に関係のある歳入ではないため
雑収入 公務員宿舍貸付料 手数料 弁償及返納金 不用物品売払収入 預託金利子収入 航空衛星等使用料収入 雑入	各空港に区分することが困難なため } 空港整備勘定全体に係るものであるため 国管理空港に関係のある歳入ではないため 空港整備勘定全体に係るものであるため
前年度剰余金受入	空港整備勘定全体に係るものであるため
配当金収入 成田国際空港株式会社配当金収入	国管理空港に関係のある歳入ではないため

## 空港整備勘定全体から除外するもの(歳出項目) (案)

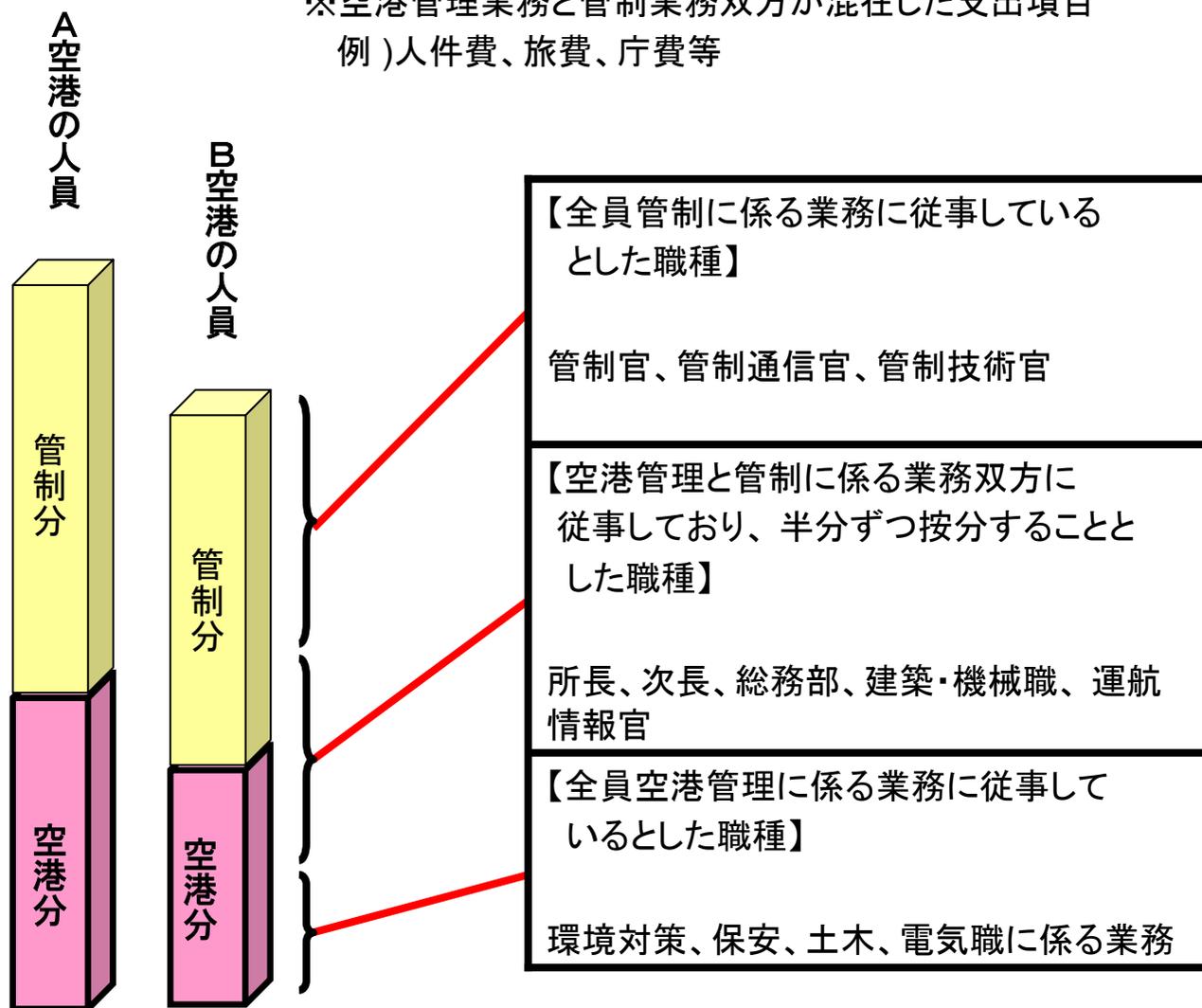
項目名	除外理由
<b>空港整備事業費</b> 空港整備事業費補助	国以外の者が管理する空港への補助であり、国管理空港に関係のある歳出ではないため
<b>航空路整備事業費</b> 航空路整備事業費 航空路整備事業調査費	} 管制に係る整備事業費であり、国管理空港に関係のある歳出ではないため
<b>独立行政法人電子航法研究所運営費交付金</b> <b>関西国際空港株式会社出資金</b> <b>関西国際空港株式会社補給金</b> <b>関西国際空港整備事業資金貸付金</b>	} 国管理空港に関係のある歳出ではないため
<b>空港等整備事業工事諸費</b> 職員基本給 等	空港整備全体にかかる歳出であるため
<b>空港等維持運営費の一部</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各項目の本省や航空交通管制部等に係る分は除外</li> <li>・各項目のうち、そのほとんどが管制や気象に係る業務等による歳出と考えられる項目を除外</li> </ul> ※当該項目: 航空保安施設等業務旅費、外国旅費、航空保安施設飛行検査訓練等外国旅費、講師旅費、航空保安施設飛行検査庁費、観測予報庁費、通信専用料、電子計算機借料、航空機運航費、航空機購入費、賠償償還及払戻金、一般会計へ繰入
<b>独立行政法人航空大学校運営費交付金</b>	国管理空港に関係のある歳出ではないため
<b>離島航空事業助成金</b> 航空機購入費補助金	国管理空港に関係のある歳出ではないため

# 費用配分の考え方について(案)

各空港において、空港管理業務と管制業務双方が混在した支出項目においては、下記の方法により、その空港における人員比を設定し、按分計算により空港管理業務分と管制分をわけるといった計算を実施。

※空港管理業務と管制業務双方が混在した支出項目

例)人件費、旅費、庁費等



平成18年度 人員比(予算定員より作成)

	空港	管制	合計
東京国際	170.5	279.5	450
大阪国際	72.0	91.0	163
新千歳	75.0	57.0	132
福岡	75.0	166.0	241
那覇	74.5	224.5	299
稚内	10.5	15.5	26
釧路	19.0	30.0	49
函館	17.0	63.0	80
仙台	39.5	80.5	120
新潟	16.0	52.0	68
広島	19.0	54.0	73
高松	12.0	59.0	71
松山	13.5	21.5	35
高知	15.0	47.0	62
北九州	19.0	17.0	36
長崎	14.0	54.0	68
熊本	18.0	61.0	79
大分	13.0	55.0	68
宮崎	14.5	67.5	82
鹿児島	47.0	120.0	167
八尾	5.0	21.0	26
丘珠	4.0	4.0	8
小松	5.0	15.0	20
美保	5.5	17.5	23
徳島	3.5	3.5	7
三沢	5.5	5.5	11

## キャッシュフローベース収支 表示科目(案)

キャッシュフローベースの収支の収支表については、以下の項目にて構成。

### (1) 歳入項目

- ・「着陸料等収入」・・・着陸料、特別着陸料、停留料、保安料収入を計上。
- ・「土地建物等貸付料収入」・・・土地及び建物等の貸付による貸付料収入を計上。
- ・「借入金」・・・財政融資資金及び地方公共団体からの借入金に係る収入を計上。
- ・「受託工事納付金収入」・・・地方公共団体から受託した工事の納付金を計上。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」・・・空港等整備に係る費用について、空港法に基づき地方公共団体が負担する負担金を計上。

### (2) 歳出項目

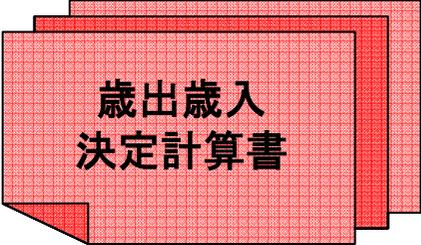
- ・「空港整備事業費」・・・空港の整備に係る支出を計上。
- ・「環境対策費」・・・移転補償や緩衝緑地帯等の整備、教育施設等の防音工事といった環境対策にかかる支出を計上。
- ・「受託工事費」・・・地方公共団体から受託した工事にかかる支出を計上。
- ・「空港等維持運営費等」・・・人件費、職員にかかる旅費、庁費、空港保安にかかる庁費、滑走路等の維持運営費等を計上。
- ・「土地建物借料」・・・土地及び建物等の借用による支払借料を計上。
- ・「国有資産所在市町村交付金」・・・国が所有する固定資産の所在する市町村に交付する交付金を計上。
- ・「国債整理基金特別会計へ繰入」・・・財政融資資金に係る元本償還分及び利息分の繰入を計上。

## 4. 企業会計の考え方を取り入れた空港別収支の 算出方法(案)

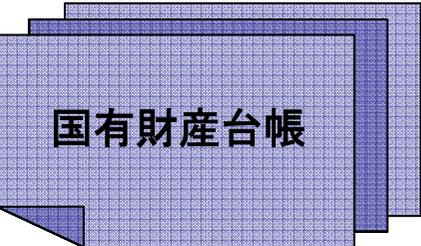
# 企業会計の考え方を取り入れた空港別収支の算出方法

## ①既存台帳をもとに企業会計の考え方を取り入れた収支計算を実施

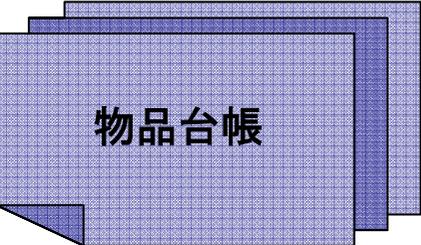
平成18年度の決算(歳出歳入決定計算書)、国有財産等のリスト(国有財産台帳、物品台帳)をもとに企業会計の考え方を取り入れた収支計算を実施。



歳出歳入  
決定計算書



国有財産台帳



物品台帳

### <主な計算手法>

○空港整備費・・・空港整備事業費として支出した額等から、国有財産台帳上増加した資産の額を差し引いた額を費用として計上。(資産取得のための支出は、企業会計においては、貸借対照表に計上されるが、空港整備勘定ではそうした会計を行っていないため、当計算を実施。)

○減価償却費・・・国有財産台帳に記載された資産の価格を基礎に減価償却費を算出。(空港整備勘定においては、保有資産について、企業会計に基づいた減価償却計算を行っていないため、当計算を実施。)

## ②空港別への展開

①より空港毎に区分することが適当でないものを除き、各空港毎に展開。その後、各空港における管制・気象分を除き、空港別に貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)に相当するものを作成。

国が管理する空港及び  
共用空港26空港分

貸借対照表  
(BS)

損益計算書  
(PL)

### 《留意点》

・本試算については、空港整備勘定と民間企業の会計手法の違いから、厳密な企業会計の基準に基づくものではない(左記参照)。

# 空港整備費の算出方法について

空港整備勘定では、歳出歳入決定計算書にて空港整備事業費支出額を把握しており、一方、国有財産台帳にて当年度の固定資産増減額を把握している。

企業会計の考え方を取り入れた収支においては、下記の計算を行い、簡便的に「損益計算書上の費用(空港整備費)」を算出。

## 【概略説明】

- ①A空港における空港整備事業費支出及び国有財産増加額を把握。

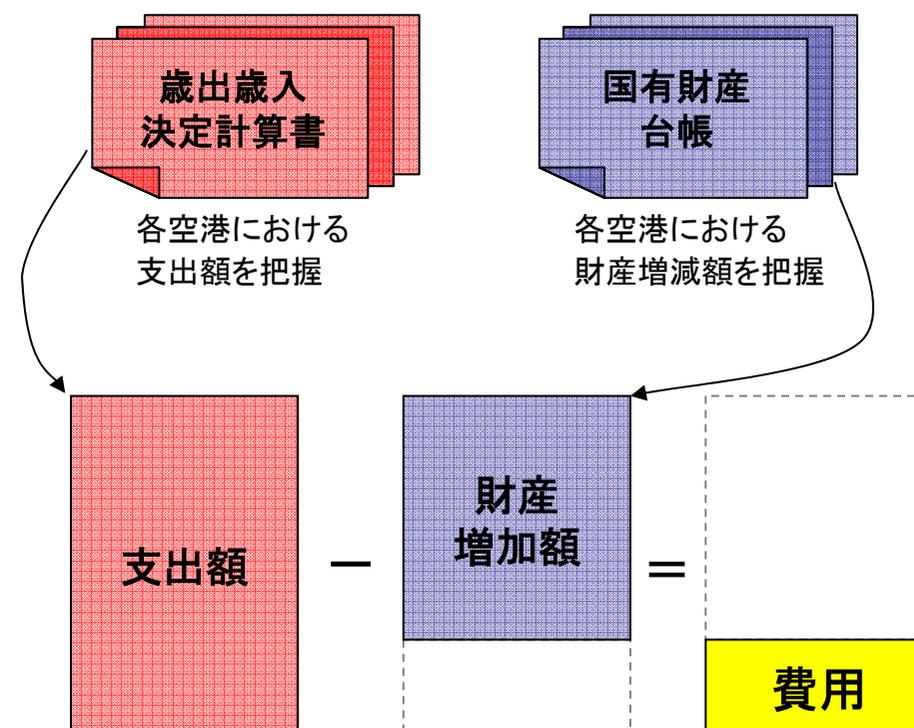
例)A空港において庁舎を建設した。  
 空港整備事業費支出 100億円  
 国有財産台帳上の資産増加額 70億円

- ②A空港における「損益計算書上の空港整備費(費用)」を算出すべく、下記の計算を実施。

空港整備事業費支出	100億円
一) 国有財産台帳上の資産増加額	70億円
損益計算書上の空港整備費(費用)	30億円

- ③結果

- ・貸借対照表上は、70億円の建物が増加。
- ・損益計算書上は、営業費用 空港整備費に30億円 となる。



○このような支出から損益計算書上の費用を算出する調整は、空港整備事業費のほかに、環境対策費や庁費においても実施。

# 減価償却費の算出方法について

空港整備勘定において計算していない減価償却費については、国有財産台帳に記載された資産の価格を基礎に減価償却費を算出。

償却年数(償却率)については、台帳上の区分毎に法人税法における耐用年数を設定。

耐用年数一覧表(抜粋)

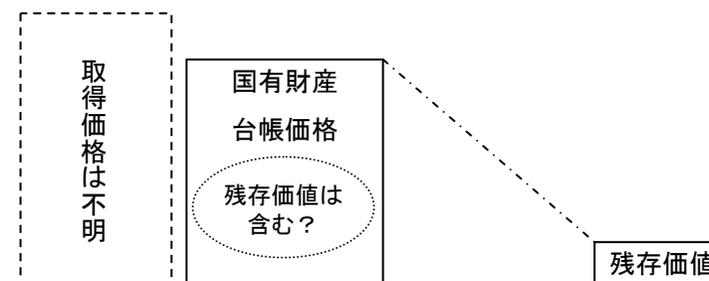
科目	種目	耐用年数	償却率	法人税法における耐用年数表の区分
建物	事務所建	50	0.045	事務所用(鉄骨鉄筋コンクリート造)と仮定
	倉庫建	38	0.059	倉庫用その他(鉄骨鉄筋コンクリート造)と仮定
工作物	門	45	0.05	金属造のもの(その他)と仮定
	囲障	10	0.206	塀(金属造)と仮定
	水道	50	0.045	上水道(鉄骨鉄筋コンクリート造)と仮定
	下水	35	0.064	下水道(鉄骨鉄筋コンクリート造)と仮定
	舗床	10	0.206	舗装道路・路面(アスファルト敷)と仮定
	照明装置	15	0.142	電気設備(含む照明設備)その他と仮定
	冷暖房装置	13	0.162	冷暖房設備と仮定
	消火装置	8	0.25	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備と仮定
	通信装置	15	0.206	電気設備(含む照明設備)その他と仮定
	煙突	35	0.064	下水道、煙突及び焼却炉と仮定
	貯槽	30	0.074	水槽(コンクリート造)と仮定
	橋梁	60	0.038	橋(鉄骨鉄筋コンクリート)と仮定
	土留	40	0.056	土造のもの(その他)と仮定
	岸壁	50	0.045	岸壁(鉄骨鉄筋コンクリート)と仮定
	トンネル	75	0.03	トンネル(鉄骨鉄筋コンクリート)と仮定
	電信線路	13	0.162	通信ケーブルその他と仮定
	電話線路	18	0.206	金属造のもの(その他)と仮定
	電力線路	30	0.074	配電用のもの(配電線)と仮定
	気送管路	18	0.206	その他のもの(金属製のもの)と仮定
	燈台	45	0.05	金属造のもの(その他)と仮定
	望楼	45	0.05	金属造のもの(その他)と仮定
	昇降機	17	0.127	エレベーターと仮定
	諸作業装置	17	0.127	機械装置その他(金属造)と仮定
	諸標	45	0.05	金属造のもの(その他)と仮定
	雑工作物	45	0.05	金属造のもの(その他)と仮定

## 【当試算における留意点】

本来、企業会計においては、資産取得時点における取得価格より、その資産の耐用年数に応じた償却を行っている。

一方、今回の試算においては、国有財産台帳に記載された資産価格を基礎とするため、

- ①そもそも取得価格・時期が不明。
  - ②中には本来であれば減価償却が終了している資産の残存価値も計上されている。
  - ③資産構築のための付随工事費用(足場組立て費用等)は、企業会計と異なり資産価格には算入していない。
- といった点から、厳密な企業会計原則に基づく減価償却費ではない。



耐用年数

## 企業会計の考え方を取り入れた収支 表示科目(案)

企業会計の考え方を取り入れた収支の収支表については、以下の項目にて構成。

### (1) 損益計算書

- ア 営業収益
  - ・「着陸料等収入」…着陸料、特別着陸料、停留料、保安料収入を計上。
  - ・「貸付料収入等」…土地及び建物等の貸付による貸付料収入を計上。
- イ 営業費用
  - ・「空港整備費」…空港整備に係る費用や滑走路等修繕費を計上。
  - ・「減価償却費」…有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上。
  - ・「環境対策費」…移転補償や緩衝緑地帯等の整備、教育施設等の防音工事といった環境対策に係る費用を計上。
  - ・「人件費」…職員にかかる基本給や諸手当等の人件費、国家公務員共済負担金、賞与引当金繰入費用や退職給付費用を計上。
  - ・「庁費等」…一般的にいう物件費のほか、空港保安に係る費用等を計上。
  - ・「土地建物借料」…土地及び建物等の借用による支払借料を計上。
  - ・「国有資産所在市町村交付金」…国が所有する固定資産の所在する市町村に対して交付する交付金を計上。
  - ・「その他経費」…職員旅費や空港警備機器にかかる補助等を計上。
- ウ 営業外収益
  - ・「地方公共団体工事負担金収入」…空港整備に係る費用について、空港法に基づき地方公共団体が負担する負担金を計上。
  - ・「受託工事納付金収入」…地方公共団体から受託した工事の納付金を計上。
- エ 営業外費用
  - ・「支払利息」…財政融資資金からの借入金に係る利息の支払いを計上。

### (2) 貸借対照表

- ア 資産
  - ・「土地」…主に空港用地を計上。
  - ・「建物」…主に空港事務所等庁舎を計上。
  - ・「構築物等」…滑走路や誘導路のアスファルトや進入灯にかかる橋梁等を計上。
  - ・「建設仮勘定」…主に会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上。
  - ・「無形固定資産」…電話加入権及びソフトウェアを計上。
- イ 負債
  - ・「借入金」…財政融資資金及び地方公共団体からの借入金を計上。
  - ・「退職給付引当金」…退職手当に係る引当金等を計上。
  - ・「その他負債」…児童手当等に係る未払金、財政融資資金からの借入金に係る未払利息、賞与引当金等を計上。